

前 金	部 分 払
有	0 回

令和 2 年 度
下工観振 第 1 号

津の海(御殿場海岸)環境整備事業に伴う下水道管布設工事設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市上下水道事業局
下水道工務課

令和 2 年度	下工観振 第 1 号	工 事 設 計 書			
施工場所	津市 藤方 地内			課長	
				検算者	
工事名	津の海(御殿場海岸)環境整備事業に伴う下水道管布設工事			調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			担当副主幹	
				設計者	
工 期	令和3年1月13日限り				
長	—	巾	—		

工 事 の 大 要

管布設工 (管径150mm) 1 3 9 m
組立マンホール工 1 箇所
小型マンホール工 2 箇所
ます設置工 1 箇所

位置図

令和2年度下工観振第1号
津の海(御殿場海岸)環境整備事業に伴う
下水道管布設工事



設 計 内 訳 表

費目	工事区分	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
管路				式				
					1.000			
			管きょ工(開削)(リブ管150mm)(昼間(8時間))	式				
					1.000			
			管路土工	式				第 0001 号 明細表
					1.000			
			管布設工	式				第 0002 号 明細表
					1.000			
			管基礎工	式				第 0003 号 明細表
					1.000			
			マンホール工(昼間(8時間))	式				
					1.000			
			組立マンホール(1号組立人孔)	式				第 0004 号 明細表
					1.000			
			小型マンホール工(小型塩ビ人孔)	式				第 0005 号 明細表
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			取付管およびます工(昼間(8時間))	式				
					1.000			
			管路土工	式				第 0006 号 明細表
					1.000			
			ます設置工	式				第 0007 号 明細表
					1.000			
			取付管布設工	式				第 0008 号 明細表
					1.000			
			付帯工(昼間(8時間))	式				
					1.000			
			配水管布設	式				第 0009 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
間接工事費								
共通仮設費								

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		役務費		式				第 9001 号 明細表
					1.000			
		技術管理費		式				第 9002 号 明細表
					1.000			
		共通仮設費 (率計上額)		式				
					1.000			
		共通仮設費計		式				
					1.000			
純工事費				式				
					1.000			
		現場管理費		式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
		一般管理費等		式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 管路土工					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械掘削工 (バックホウ)	m ³				第0001号施工単価表
		120.000			
機械投入埋戻工 (流用土)	m ³				第0002号施工単価表
		90.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 管布設工					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
リブ付硬質塩化ビニル管設置工 φ = 1 5 0 mm	m				第0003号施工単価表
		139.000			
埋設標識シート工	m				第0004号施工単価表
		139.000			
リブゴム可とうマンホール継手 150 (拡張バンドタイプ)	個				
		2.000			
合 計					

第 0003 号 明細表 管基礎工					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
砂基礎工 (市場単価) (流用土) 機械施工	m3				第0005号施工単価表
		26.000			
合 計					

第 0004 号 明細表 組立マンホール(1号組立人孔)					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート(施工パッケージ) 小型構造物 18-8-40 高炉 W/C=60%以下 小型車 割増無し	m3				第0006号施工単価表
		0.200			
モルタル上塗工(マンホール用) 配合1:2	m2				第0007号施工単価表
		0.700			
組立マンホール設置工 (市場単価) 1号 3m以下	箇所				第0008号施工単価表
		1.000			
再生クラッシャーラン RC-40	m3				
		0.200			
1号マンホール 斜壁 600×900×300	個				
		1.000			

第 0004 号 明細表 組立マンホール(1号組立人孔)

1 式
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1号マンホール 管取付壁(底版付) 900×600	個	1.000			
1号マンホール 削孔 φ150	箇所	1.000			
人孔鉄蓋及び受枠(グラウンドマンホール) T-25 600 標準タイプ(浮上防止型鍵付蝶番付)	組	1.000			
マンホール調整リング φ600 150mm	組	1.000			
無収縮早強性モルタル 12.5kg	袋	0.800			
合 計					

第 0005 号 明細表 小型マンホール工(小型塩ビ人孔)					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小型マンホール工 (塩化ビニル製) (市場単価) 起点および中間形式 深さ2m以下 本管径150mm及び200mm	箇所				第0009号施工単価表
		2.000			
リブ用本管自在継手 150 PMF-PRP	個				
		2.000			
人孔鉄蓋及び受枠(グラウンドマンホール) T-25 300 標準タイプ(浮上防止型鍵付蝶番付)	組				
		2.000			
合 計					

第 0006 号 明細表 管路土工					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械掘削工 (バックホウ)	m3				第0001号施工単価表
		2.000			
機械投入埋戻工(流用土)	m3				第0002号施工単価表
		2.000			
合 計					

第 0007 号 明細表 ます設置工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ます設置工 (塩化ビニル製) (市場単価) ます径 200mm	箇所				第0010号施工単価表
		1.000			
合 計					

第 0008 号 明細表 取付管布設工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
取付管布設および支管取付(市場単価)	箇所				第0011号施工単価表
		1.000			
埋設標識シート工	m				第0004号施工単価表
		1.000			
合 計					

第 0009 号 明細表 配水管布設						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配水管布設工		式				第0001号単価表
			1.000			
合 計						

第 9001 号 明細表 役務費						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計審査手数料		件				
			1.000			
給水装置工事検査手数料		件				
			1.000			
合 計						

第 9002 号 明細表 技術管理費

1 式
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本管TV調査工 内径800mm未満	m				第0025号施工単価表
		139.000			
マーカー反応検査費 (探知機賃料)	式				
		1.000			
材料検査費 (チェッカー賃料)	式				
		1.000			
突固めによる土の締固め試験 モールド径15cm ランマ2.5kg 乾燥法	試料				
		1.000			
合 計					

機械掘削工 (バックホウ)

第 0001 号 施工単価表
100.000 m3 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
バックホウ運転費	時間				第0001号運転単価表
諸雑費	式	1.000			
合計	m3	100.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

機械投入埋戻工(流用土)

第 0002 号 施工単価表
100.000 m3 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
バックホウ運転費	時間				第0001号運転単価表
タンパ締固め(施工パッケージ)	m3	100.000			CB210450(0001)
諸雑費	式	1.000			
合計	m3	100.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

リブ付硬質塩化ビニル管設置工 φ = 1 5 0 mm					第 0003 号 施工単価表 1.000 m 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
リブ付硬質塩化ビニル管設置工 呼び径 150mm	m	1.000				
合計	m	1.000				
単位当り	m	1.000	当り			

埋設標識シート工					第 0004 号 施工単価表 100.000 m 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
表示テープ W=150 2倍	m	100.000				
合計	m	100.000				

埋設標識シート工		第 0004 号 施工単価表 100.000 m 当り				
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	m	1.000	当り			

砂基礎工（市場単価）（流用土） 機械施工		第 0005 号 施工単価表 1.000 m3 当り				
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
砂基礎工 機械施工	m3	1.000				
合計	m3	1.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

コンクリート（施工パッケージ） 小型構造物 18-8-40 高炉 W/C=60%以下 小型車割増無し		第 0006 号 施工単価表 10.000 m3 当り				
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
コンクリート（施工パッケージ） 小型構造物 18-8-40（高炉） W/C=60%以下 小型車 割増無し	m3	10.000			CB240010(0002)	

コンクリート(施工パッケージ)
 小型構造物 18-8-40 高炉 W/C=60%以下 小型車割増無し

第 0006 号 施工単価表
 10.000 m3 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	m3	10.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

モルタル上塗り(マンホール用)
 配合1:2

第 0007 号 施工単価表
 1.000 m2 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
左官	人				
普通作業員	人				
モルタル練(施工パッケージ) 高炉 1:2	m3	0.020			CB240060(0003)
諸雑費	式	1.000			

モルタル上塗り(マンホール用) 配合1:2		第 0007 号 施工単価表 1.000 m2 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	m2	1.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

組立マンホール設置工 (市場単価) 1号 3m以下		第 0008 号 施工単価表 1.000 箇所 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
組立マンホール設置工 1号 3m以下	箇所	1.000			
合計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

小型マンホール工（塩化ビニル製）（市場単価）
 起点および中間形式 深さ2m以下 本管径150mm及び200mm

第 0009 号 施工単価表
 1.000 箇所 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小型マンホール工（塩化ビニル製）径300mm 深さ2m以下 本管径150mm及び200mm	箇所	1.000			
鋳鉄製防護蓋設置費	箇所	1.000			
合計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

ます設置工（塩化ビニル製）（市場単価）
 ます径 200mm

第 0010 号 施工単価表
 1.000 箇所 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ます設置工（塩化ビニル製） ます径 200mm	箇所	1.000			
合計	箇所	1.000			

ます設置工（塩化ビニル製）（市場単価）					第 0010 号 施工単価表	
ます径 200mm					1.000 箇所 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	箇所	1.000	当り			

取付管布設および支管取付（市場単価）					第 0011 号 施工単価表	
					1.000 箇所 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
取付管布設および支管取付工						
管径 100mm	箇所	1.000				
合計	箇所	1.000				
単位当り	箇所	1.000	当り			

管路掘削工（バックホウ掘削積込）					第 0012 号 施工単価表	
砂・砂質土					100.000 m3 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					

管路掘削工 (バックホウ掘削積込) 砂・砂質土		第 0012 号 施工単価表 100.000 m3 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
バックホウ運転費	時間				第0003号運転単価表	
諸雑費	式	1.000				
合計	m3	100.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

管路埋戻工 (機械埋戻) 流用土		第 0013 号 施工単価表 100.000 m3 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					

管路埋戻工（機械埋戻）

流用土

第 0013 号 施工単価表
100.000 m³ 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
バックホウ運転費	時間				第0003号運転単価表
タンバ運転費	日				第0004号運転単価表
諸雑費	式	1.000			
合計	m ³	100.000			
単位当り	m ³	1.000	当り		

ポリ管布設工 径50mm		第 0014 号 施工単価表 10.000 m 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
配管工	人					
普通作業員	人					
合計	m	10.000				
単位当り	m	1.000	当り			

ポリ管布設工 径25mm		第 0015 号 施工単価表 10.000 m 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
配管工	人					
普通作業員	人					

ポリ管布設工 径25mm		第 0015 号 施工単価表 10.000 m 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	m	10.000			
単位当り	m	1.000	当り		

ポリ管継手工 径50mm		第 0016 号 施工単価表 1.000 口 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
諸雑費	式	1.000			
合計	口	1.000			

ポリ管継手工 径50mm		第 0016 号 施工単価表 1.000 口 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	口	1.000	当り		

ポリ管継手工 径25mm		第 0017 号 施工単価表 1.000 口 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
諸雑費	式	1.000			
合計	口	1.000			
単位当り	口	1.000	当り		

鋼管継手工 (ねじ込みのみ) φ 5 0		第 0018 号 施工単価表 2.000 口 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
配管工	人					
普通作業員	人					
諸雑費	式	1.000				
合計	口	2.000				
単位当り	口	1.000	当り			

仕切弁設置工 径 50mm以下 たて型		第 0019 号 施工単価表 1.000 基 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
配管工	人					

仕切弁設置工 径 50mm以下 たて型		第 0019 号 施工単価表 1.000 基 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
合計	基	1.000				
単位当り	基	1.000	当り			

仕切弁ブロック設置工 内寸 250mm		第 0020 号 施工単価表 1.000 個 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
合計	個	1.000				
単位当り	個	1.000	当り			

埋設標識シート工					第 0021 号 施工単価表 100.000 m 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
埋設標識シート 150×50m	m	100.000				
合計	m	100.000				
単位当り	m	1.000	当り			

管明示テープ工 天端明示のみ					第 0022 号 施工単価表 100.000 m 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
管明示テープ 年号入り 幅50mm 厚さ0.15mm以上 塩化ビニルテープ (片面粘着剤付)	m	100.000				

管明示テープ工 天端明示のみ		第 0022 号 施工単価表 100.000 m 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	m	100.000			
単位当り	m	1.000	当り		

特殊継手工（SK等） φ50		第 0023 号 施工単価表 2.000 口 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
合計	口	2.000			
単位当り	口	1.000	当り		

止水栓取付工 止水栓+筐 P P 径25mm		第 0024 号 施工単価表 1.000 箇所 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
配管工	人					
普通作業員	人					
諸雑費	式	1.000				
合計	箇所	1.000				
単位当り	箇所	1.000	当り			

本管TV調査工 内径800mm未満		第 0025 号 施工単価表 400.000 m 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					

本管TV調査工
内径800mm未満

第 0025 号 施工単価表
400.000 m 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師補	人				
普通作業員	人				
TVカメラ搭載車運転工	日				第0005号運転単価表
合計	m	400.000			
単位当り	m	1.000	当り		

SJ0010 配水管布設工		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路土工 (配水)	式	1.000			第0002号単価表
材料	式	1.000			第0003号単価表
管布設工	式	1.000			第0004号単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0040 管路土工 (配水)		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路掘削工 (バックホウ掘削積込) 砂・砂質土	m3	25.000			第0012号施工単価表
管路埋戻工 (機械埋戻) 流用土	m3	25.000			第0013号施工単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0030 材料		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
他特殊継手 SKソケット(離脱防止) φ 5 0	個	1.000			
ポリエチレン管 一種 二層 φ 5 0	m	194.000			
ポリエチレン管 一種 二層 φ 2 5	m	16.000			
ポリチーズ φ 5 0	個	1.000			
ポリエルボ φ 5 0	個	9.000			
ポリエルボ φ 2 5	個	2.000			
ポリソケット φ 5 0	個	3.000			
ポリ オネジソケット φ 5 0	個	2.000			

SJ0030 材料		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポリソケット φ 5 0 × φ 2 5	個	1. 0 0 0			
ポリ止水栓エルボ φ 2 5 6 0° ロング	個	1. 0 0 0			
マーカー MK-1W	本	11. 0 0 0			
砲金仕切弁 φ 5 0	基	1. 0 0 0			
仕切弁 筐 2 4 型 蓋 F C D	個	1. 0 0 0			
仕切弁 ブロック 2 5 型 C - 3 0	個	1. 0 0 0			
仕切弁 スラブ 6 0	組	1. 0 0 0			
盗防伸縮直結止水栓 ハンドルなし φ 2 5	個	1. 0 0 0			

SJ0030 材料		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
メーターボックス φ 2 5	個	1.000			
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 管布設工		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポリ管布設工 径50mm	m	194.000			第0014号施工単価表
ポリ管布設工 径25mm	m	16.000			第0015号施工単価表
ポリ管継手工 径50mm	口	30.000			第0016号施工単価表
ポリ管継手工 径25mm	口	6.000			第0017号施工単価表
鋼管継手工 (ねじ込みのみ) φ 5 0	口	2.000			第0018号施工単価表
仕切弁設置工 径 50mm以下 たて型	基	1.000			第0019号施工単価表
仕切弁ブロック設置工 内寸 2 5 0 mm	個	3.000			第0020号施工単価表
埋設標識シート工	m	210.000			第0021号施工単価表

SJ0020 管布設工		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管明示テープ工 天端明示のみ	m	210.000			第0022号施工単価表
特殊継手工 (S K等) φ 5 0	口	2.000			第0023号施工単価表
止水栓取付工 止水栓+筐 P P 径25mm	箇所	1.000			第0024号施工単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

施工パッケージ単価一覧表

単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB210450(0001)	タンパ締固め(施工パッケージ)	m3				
CB240010(0002)	コンクリート(施工パッケージ)	m3			構造物種別	小型構造物
					コンクリート規格	18-8-40(高炉)
					水セメント比	W/C=60%以下
					小型車割増	小型車割増無し
CB240060(0003)	モルタル練(施工パッケージ)	m3			セメント種類	高炉
					混合比	1:2

バックホウ運転費

第 0001 号 運転単価表
1.000 時間 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊運転手	人				
軽油 一般用	リットル				
バックホウ機械損料	時間				第0002号運転単価表
諸雑費	式	1.000			
合計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000	当り		

バックホウ機械損料					第 0002 号 運転単価表 1.000 時間 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
バックホウ機械損料[13欄] 排出ガス対策型	時間					
合計	時間	1.000				
単位当り	時間	1.000	当り			

バックホウ運転費					第 0003 号 運転単価表 1.000 時間 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
特殊運転手	人					
軽油 一般用	リットル					
バックホウ機械損料 排出ガス対策型	時間					

バックハウ運転費

第 0003 号 運転単価表
1.000 時間 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
諸雑費	式	1.000			
合計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000	当り		

タンパ運転費

第 0004 号 運転単価表
1.000 日 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
ガソリン レギュラー80オクタン価以上	リットル				
タンパ(ランマ)賃料	日				

タンパ運転費					第 0004 号 運転単価表 1.000 日 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
諸雑費	式	1.000				
合計	日	1.000				
単位当り	日	1.000	当り			

TVカメラ搭載車運転工					第 0005 号 運転単価表 1.000 日 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
一般運転手	人					
ガソリン レギュラー80オクタン価以上	リットル					
TVカメラ搭載車	時間					

TVカメラ搭載車運転工

第 0005 号 運転単価表
1.000 日 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

数量総括表一覧

工事名：
津の海(御殿場海岸)環境整備事業に伴う下水道管布設工事

工事場所：
津市 藤方 地内

数量総括表

昼間(8時間)

管きょ工(開削)(リブ管 150mm)

管路土工

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細		条件
		材料	数量	
DXE01005 機械掘削工(バックホウ)	m ³ 120,000	3	M3-10 30.24	
		3	M3-11 41.86	
		3	M3-12 43.16	
DXE01015T 機械投入埋戻工(流用土)	m ³ 90,000	3	M3-10 24.11	
		3	M3-11 31.63	
		3	M3-12 29.45	

数量総括表

昼間(8時間)

管きょ工(開削)(リゾ管 150mm)

管布設工

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細		条件
		材料	数量	
DXE01223 リゾ付硬質塩化ビニル管設置工	m 139,000	3	M3-10 27.6	φ = 150mm
		3	M3-11 47.35	
		3	M3-12 64.35	
DXE03110T 埋設標識シート工	m 139,000	3	M3-10 27.6	
		3	M3-11 47.35	
		3	M3-12 64.35	
ZXE90280T リゾム可とうマンホール継手 150(拡張タイプ)	個 2,000	3	M3-11 2	

数量総括表

昼間(8時間)

管さよ工(開削)(リゾ管 150mm) 管基礎工		数量総括表		昼間(8時間)	
単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細		条件	
		材料	数量		
DXE01065T 砂基礎工(市場単価)(流用土)	m3 26,000	M3-10	5.2	機械施工	
		M3-11	8.91		
		M3-12	12.07		

数量総括表

昼間(8時間)

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細		条 件
		材料	数量	
マンホール工 組立マンホール(1号組立人孔)				
DXA08001 コンクリート(施工パッケージ)	m3 0.200	3	M3-11	0.15 小型構造物 W/C=60%以下 小型車割増無し
DXE01405T モルタル上塗り(マンホール用)	m2 0.700	3	M3-11	0.71 配合1:2
DXE01461 組立マンホール設置工(市場単価)	箇所 1.000	3	M3-11	1 1号 3m以下
ZX030600 再生クワツシヤーマン RC-40	m3 0.200	3	M3-11	0.209
ZX546360T 1号マンホール 斜壁 600×900×300	個 1.000	3	M3-11	1
ZX547170T 1号マンホール 管取付壁(底版付) 900×600	個 1.000	3	M3-11	1
ZX549615T 1号マンホール 削孔 φ150	箇所 1.000	3	M3-11	1
ZX572820T 人孔鉄蓋及び受枠(グラウンドマン ホール) T-25 600 標準タイプ(浮上防止型鍵付 蝶番付)	組 1.000	3	M3-11	1
ZX580640T マンホール調整リング φ600 150mm	組 1.000	3	M3-11	1
ZX598040T 無収縮早強性モルタル 12.5kg	袋 0.800	3	M3-11	0.84

数量総括表

昼間(8時間)

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細		条件
		材料	数量	
DXE01471 小型マンホール工(塩化ビニル製) (市場単価)	箇所 2,000	3 3	M3-10 M3-12	1 1 起点および中間形式 深さ2m以下 本管径150mm及び200mm
ZX554480T リブ用本管自在継手 150 PNF-PRP	個 2,000	3 3	M3-10 M3-12	1 1
ZX572810T 人孔鉄蓋及び受枠(グラウンドマン ホール) T-25 300 標準タイプ(浮上防止型鍵付 蝶番付)	組 2,000	3 3	M3-10 M3-12	1 1

数量総括表

昼間(8時間)

取付管およびます工
管路土工

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細		条件
		材料	数量	
DXE01005 機械掘削工(バックホウ)	m ³ 2,000	001	0.29	1
		001	1.93	
DXE01015T 機械投入埋戻工(流用土)	m ³ 2,000	001	0.2	1
		001	1.33	

数量総括表

昼間(8時間)

取付管およびます工
ます設置工

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細				条 件
		材料			数量	
DXE01510T ます設置工(塩化ビニル製)(市場単 価)	箇所 1,000	001	1	1	1	ます径 200mm

数量総括表

昼間(8時間)

取付管およびます工

取付管布設工

単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細			条 件
		材料		数量	
DXE01535 取付管布設および支管取付(市場単 価)	箇所 1.000	001	1	1	1
DXE03110T 埋設標識シート工	m 1.000	001	1	1	1

数量総括表

昼間(8時間)

付帯工 配水管布設		数量総括表					昼間(8時間)
単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細			数量	条 件	
		材料					
SJ0010 配水管布設工	式 1,000	3			1		

数量総括表

共通仮設費 役務費						
単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細			条 件	
		材料		数量		
TJ0020 設計審査手数料	件 1.000			1		
TJ0030 給水装置工事検査手数料	件 1.000			1		

数量総括表

共通仮設費 技術管理費		数量総括表					
単価コード 名称	単位 前回数量 今回数量	数量明細			数量	条 件	
		材料					
DXE20110T 本管TV調査工	m 139,000	管	M3-10	27.6	内径800mm未滿		
		管	M3-11	47.35			
		管	M3-12	64.35			
ZS209500T パーカー反応検査費	式 1,000	3		1			
ZS210000T 材料検査費(チェックカー(賃料))	式 1,000	3		1			
TJ0040 突き固めによる土の締固め試験 モーメント径15cm ランペ2.5kg 乾/湿法	式 1,000	3		1			

単位数量計算書

No.1

細別	配水管布設	規格	式	1.0 式当り	
名称	算	式	単位	数量	
管路土工(配水) 管路掘削工 管路埋戻工 (流用土)	W=0.55m H=0.66m L=69.00m			1式	
	0.55 × 0.66 × 69.00		= 25.05	25.0	
	W=0.55m H=0.66m L=69.00m				
	0.55 × 0.66 × 69.00	-	69.00	=	
	× (0.06 × 0.06 × π	/	4.00)	= 24.85	25.0
	材料				1式
	ポリ管継手	SKソケット(離脱防止)		= 1.00	1.00
	ポリ管	PP管 一種二層 φ50		= 194.00	194.00
	ポリ管	PP管 一種二層 φ25		= 16.00	16.00
	ポリ管継手	ポリチーヅ φ50		= 1.00	1.00
ポリ管継手	ポリエルボ φ50		= 9.00	9.00	
ポリ管継手	ポリエルボ φ25		= 2.00	2.00	
ポリ管継手	ポリソケット φ50		= 3.00	3.00	
ポリ管継手	ポリオネジソケット φ50		= 2.00	2.00	
ポリ管継手	ポリソケット φ50×φ25		= 1.00	1.00	
ポリ管継手	ポリ止水栓エルボ φ25 60° ロンヅ		= 1.00	1.00	
ヌーカー	ヌーカー MK-1W		= 11.00	11.00	
仕切弁	砲金仕切弁 φ50		= 1.00	1.00	
仕切弁	筐 24型 蓋FCD		= 1.00	1.00	
仕切弁	ブロック 25型 C-30		= 1.00	1.00	
仕切弁	スラヅ 60		= 1.00	1.00	
止水栓	盗防伸縮直結止水栓ハンドバルなし φ25		= 1.00	1.00	
止水栓	ヌーターボックス φ25		= 1.00	1.00	

単 位 数 量 計 算 書

No.2

細 別	配水管布設	規 格	式	1.0 式当り	単位 数量	
管布設工 ポリ管布設工 ポリ管布設工 ポリ管継手工 ポリ管継手工 鋼管継手工 仕切弁設置工 仕切弁設置工 埋設標識シート工 管明示テープ工 特殊継手工(SK等) 止水栓取付工	PP管 φ50		=	194.00	m	194.00
	194.00					
	PP管 φ25		=	16.00	m	16.00
	16.00					
	ポリ管継手工 φ50		=	30.00	□	30.00
	30.00					
	ポリ管継手工 φ25		=	6.00	□	6.00
	6.00					
	ねじ込みのみ φ50		=	2.00	□	2.00
	2.00					
	仕切弁設置工(砲金仕切弁) φ50mm		=	1.00	基	1.00
	1.00					
	仕切弁ブロック設置工 内寸250mm		=	3.00	個	3.00
3.00						
本管延長		=	210.00	m	210.00	
210.00						
管明示テープ工 PP管		=	210.00	m	210.00	
210.00						
特殊継手工(SK等) φ50		=	2.00	箇所	2.00	
2.00						
止水栓+管PP φ25		=	1.00	箇所	1.00	
1.00						

特記仕様書（共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に準じて行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 <input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 <input type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
工程	工程	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
	関係機関協議	<input type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	<input type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和2年8月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<input type="checkbox"/> 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 <input type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
	民地の保全	<input type="checkbox"/> 官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鋸、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保	<input type="checkbox"/> 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難しい場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工種（ 全工種 ）について、施工日の即日開放を原則とする。 <input type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署 ）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場において設置する仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。 <input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。
	交通安全管理	<input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。 <input type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 <input type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、砕石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。 <input type="checkbox"/> 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事仕様書

本工事の仕様書は、三重県公共工事共通仕様書、水道工事標準仕様書(公益社団法人日本水道協会)、国土交通省道路工事占用工事共通仕様書、及び水道工事施工管理基準(津市上下水道事業局)に基づき施工するものとするが、特記仕様書がある場合はそれを優先する。
また、施工前、施工過程を問わず疑義等が生じた場合は監督員の指示によるものとする。

【講習会等修了者の配置に関する事項】

受注者は工事期間中において、配管作業を安全かつ確実に施工するため、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者(以下「配管接合技能指導員」という。)を現場に配置すること。
また、配管接合技能指導員選任届に講習会等修了証等の写しを添付し、監督員に提出すること。

配管接合技能指導員は、以下の業務を行うものとする。

- 1 継手接合に従事する者の技術上の指導。
- 2 継手接合に係るチェックシートの必要事項の確認。
- 3 監督員が現場立会等を求めた時は、その指示に従うこと。

[上下水道事業局が指定する講習会等]

- 1 口径500mm以上の配水管布設工事
- (1)公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管
- (2)一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径500mm以上)
- (3)鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径500mm以上)
- 2 口径450mm以下の配水管布設工事
- (1)公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会 I
- (2)一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)
- (3)鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)
- 3 ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm以下がある配水管布設工事は、1及び2の講習会等を修了した者を配置すること。

特記仕様書

【水道工事一般事項】

- 1 早期契約及び着手
本工事実施にあたっては、落札後直ちに工事請負契約を締結して、関係機関の許可等を得た後に、監督員と協議を行うと共に工事の目的を理解し、工程計画を検討して、速やかに工事に着手しなければならない。
- 2 支給材料の受領
支給材料の受領については、事前に監督員と打合せを行い受領する材料を所定の受領書に記載の上、監督員に提出するものとし、事務手続きを待って、材料の受領を行うものとする。(監督員は、受領書により庫出伝票の発行をする。)
- 3 路面復旧工事の実施
路面復旧の実施にあたっては、三重県公共工事共通仕様書、アスファルト舗装要綱、及び道路占用許可条件等を遵守し施工するものとし、施工管理記録、品質管理記録等は工事完成後、関係書類として提出するものとする。
- 4 不断水穿孔工
取出し口径75mm以上の不断水穿孔工については、津市上下水道事業局が指定する業者(大成機工株式会社・コスモ工機株式会社)で施工すること。
- 5 サバル分水栓及び不断水分水栓の穿孔工
サバル分水栓及び不断水分水栓の穿孔は、本管に水圧が掛かった状態で切粉等が管内に入らないように施工すること。なお、施工上等やむを得ず空管状態で穿孔する場合は監督員の承諾を得ること。
- 6 特殊押輪の接合
締付けトルクの出来形管理表(チェックリスト)の提出は、口径400mm以上とするが、他の配管においても締め過ぎ等に注意するものとする。
- 7 耐震管の布設
受注者は耐震管の接合作業(NS形継手等)において知識、経験の有する者が行い、その都度必要事項をチェックシートに記入し、配管接合技能指導員が確認した上で提出するものとする。
- 8 鑄鉄管の接合
配管作業に従事する配管工は、豊富な実務経験と知識を有するもので、工事着手前に工事経歴書を監督員に提出しなければならない。
- 9 石綿管の撤去及び処分
石綿管の撤去及び処分については、石綿障害予防規則及び関係法令に基づき行うこと。

10 明示シールド及び明示鉦の設置について
給水切替及び給水連絡箇所について、明示シールド又は明示鉦を官民境界付近の官地側に設置すること。設置箇所は原則、官民境界に設けられている側溝及び縁石等とするが、設置が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、明示シールド及び明示鉦は発注者より材料を支給する。

11 ラーカーの設置について
ラーカー設置箇所について、図面の設置位置を基本(本管直線部は40m毎、及び本管変化点部に設置する。)とし、他の占用物等で図面通り配管できない場合は、監督員との協議によるものとする。
受注者は、材料検収時にラーカーの動作確認を、段階確認としてラーカー反応検査を竣工時まで監督員の確認を受けること。
また、ラーカー全本数の出来高管理を行い、ラーカー設置位置と管天までの距離を写真管理すること。
なお、竣工図書として、本管理設置位置確認図(本管オフセット図)に設置位置及び数量を明示すること。
12 埋戻し用砂の規格について
埋戻し用砂は、0.075mmふるいの通過百分率が0～20%以下、最大粒径は20mm以下を標準とする。

【工事の立会いに関する事項】
受注者は以下の事項に関し、監督員の立会いを求めること。

- 1 現場説明
工事に先立ち、当該工事設計図書、配管図により工事実施の目的と工事現場周辺の配管状況、直近の弁開閉状況、上水の流向等、及び工事に必要な情報を確認するため監督員に立会いを求めること。
- 2 既設配水管との連絡(接続)工事
連絡工事を実施する場合、工事日時、安全作業手順書を提出し、それに基づき、工事箇所付近の配管、直近の弁の開閉状況の確認を行うため監督員の立会いを求めること。
- 3 既設配水管の栓(蓋)の取り外し
栓の取り外し作業については、現場付近の配管状況を十分調査し、当該作業開始までに事前に配水管の圧力及び残水の状態を確認するため監督員の立会いを求めること。なお、既設配水管内に正圧の存在や残水を確認した場合は監督員と請負事業者双方で作業方法等について協議を行い、受注者において、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会発行の接合要領書に基づき安全作業手順書を作成しこれに基づき作業を行うこと。
- 4 不明管の撤去、切断
作業中に不明管を発見した場合は、速やかに監督員に報告し立会いを求め、その指示に従うこと。
- 5 不断水穿孔
穿孔は、既設管に割丁字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水压試験を行い漏水のないことを確認するため監督員の立会いを求めること。
- 6 立会いの実施方法
立会いの実施にあたっては、津市建設工事執行に関する要綱に記載されている第6号様式「工事打合簿」により行うこと。
ただし、不明管の確認、処理事項については、処理後、工事打合簿により報告するものとする。

【竣工図書に関する事項】

受注者は、竣工図書として本管理設置位置確認図(バルブ・本管・消火栓・空気弁オフセット図)を作成すること。また、管理箇所及び作成方法について監督員と協議を行い、承認を受けること。
なお、作成した図書及び工事写真帳を、水道工事施工管理基準に基づき他の竣工図書と併せ、電子データ(工事写真帳はPDF)で提出するものとする。

【使用材料の品質証明に関する事項】

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料のうち、「津市上下水道事業局指定材料規格一覧表」に記載する材料については、省略できるものとする。

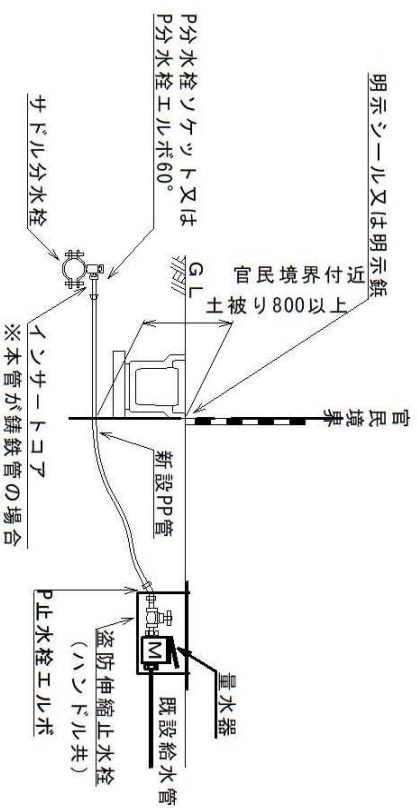
津市上下水道事業局指定材料規格一覧表

品名	形状及び種類	形状寸法	規格	摘要
ダクタイル鑄鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	K形1種管	Φ75～Φ350	JIS G5526	
	K形2種管	Φ400以上	JWWA G113 G112	
	NS形1種管	Φ75～Φ250		
	GX形1種管	Φ75～Φ250	JWWA G120	
	K形1種管	Φ75～Φ350	JIS G5527	
ダクタイル鑄鉄異形管 (内面エポキシ粉体樹脂塗装)	K形2種管	Φ400以上	JWWA G114	
	NS形1種管	Φ75～Φ250		
	GX形1種管	Φ75～Φ250	JWWA G121	
	K形・NS形・GX形	Φ75～	JIS G5526 G5527 JWWA G113 G114 JWWA G120 G121	
	メカニカル形		規格外	
特殊押輪				
ホリエチレン二層管		Φ13～Φ50	JIS K6762	
		Φ13～Φ50	JIS K6742	
	SGP-VA	Φ13～Φ100		
	SGP-VD	Φ13～Φ100	JWWA K116	ワンタッチ方式(分解可)
硬質塩化ビニール管継手	TS-HI	Φ13～Φ50	JIS K6743	
	SGP-VA	Φ13～Φ100		
	SGP-VD	Φ13～Φ100	JWWA K117	
スリースパルプ(ゲート)		Φ25～Φ100	JIS B2011	丸ノボル
		Φ13～Φ50		丸ノボル
		Φ75～Φ300	JWWA B120(ショート型)	K形 右開き
		Φ350・Φ400	JWWA B120	
砲金製 仕切弁		Φ13～Φ50		丸ノボル
		Φ75～Φ300	JWWA B120 G14 準拠	NS形 右開き
		Φ350・Φ400	JWWA B120 G14 準拠	NS形 右開き
		Φ13～Φ25	JWWA B108準拠	逆流防止機能型
ソフトボール弁		Φ75～Φ300	JWWA B120(ショート型)	K形 右開き
		Φ350・Φ400	JWWA B120	
		Φ75～Φ300	JWWA B120 G14 準拠	NS形 右開き
		Φ350・Φ400	JWWA B120 G14 準拠	NS形 右開き
耐震型ソフトボール弁		Φ13～Φ25	JWWA B108準拠	逆流防止機能型
		Φ13～Φ25	JWWA B108準拠	逆流防止機能型・T型ノボル共
		Φ75～Φ300		CAジョイント
		Φ75～Φ200		VAジョイント
特殊継手		Φ75～Φ200		VCジョイント
		Φ13～Φ50		SKジョイント
		Φ75～Φ800	JWWA K158	
		幅150		
埋設標識シート	ダブル折り			
		銅		
		Φ20・Φ25		
		本管×Φ13～Φ25	JWWA B117	サドル付き分水栓と同メーカー
インサートコア	FCD	本管×Φ13～Φ25	JWWA B117	
		本管×Φ13～Φ25	JWWA B136	
		本管×Φ50		
		FCD・パルプ付・全周パッキン		
不断水T字管	FCD・全周パッキン			
	FCD・全周パッキン			
	FCD・全周パッキン			
	SUS 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
不断水仕切弁	FCD・全周パッキン			
	SUS 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	仮配管用
消火栓(ステンレス製 浅層対応)	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
消火栓(内外面粉体塗装 浅層対応)	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
消火栓弁	FCD 0.74MPa	φ65×90°		仮配管用
	FCD 0.74MPa	単口地下式		
	FCD 0.74MPa	単口φ13～φ25	JWWA B137	
	FCD 0.74MPa	双口φ75・100	JWWA B137	
排気弁付消火栓(内外面粉体塗装)	FCD 0.74MPa	双口φ75・100	JWWA B137	
	FCD 0.74MPa	φ75×100～400	JWWA B126	
	FCD 0.74MPa	2.4型・3.2型	JWWA B132	
	FCD 0.74MPa	60・80・100		
仕切弁スラフ		(25～32)B-1～30		
		(25～45)C-10～30(両)		
	蓋FCD	35×55・丸型	JWWAB133	
		B-1～20・丸型用中部壁		
消火栓スラフ		C-20・30・丸型用下部壁		
		90・丸型用スラフ		
		φ75×300・600		
		M16～M30		
フランジボルトナット	SUS403			

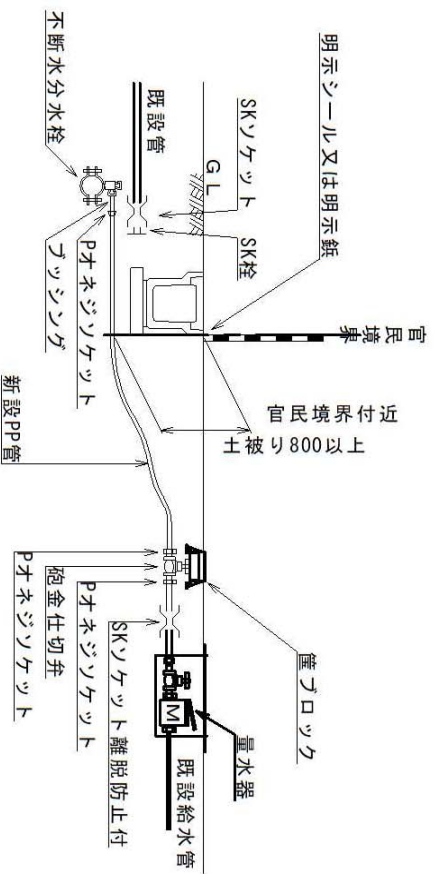
* 鉛の新基準に適合した認証品を使用すること。

給水切替工標準図

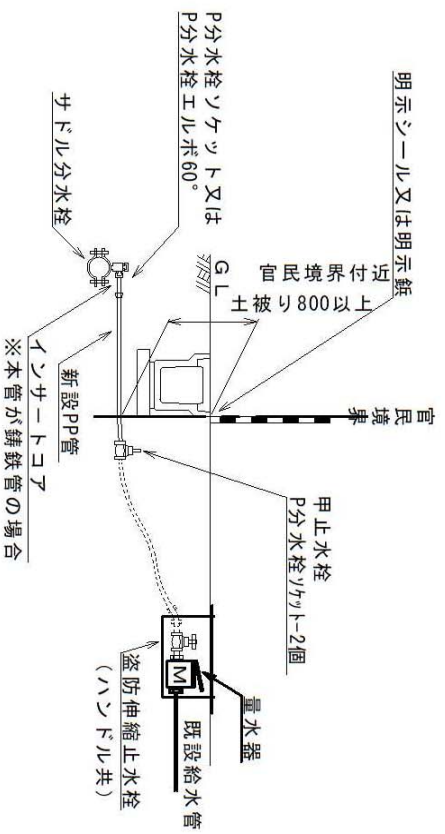
給水管口径φ25mm以下



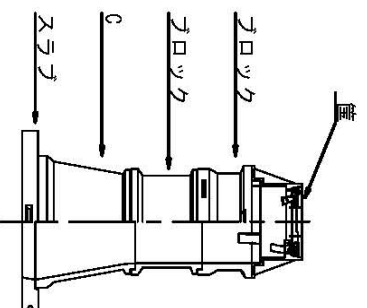
給水管口径φ30mm以上



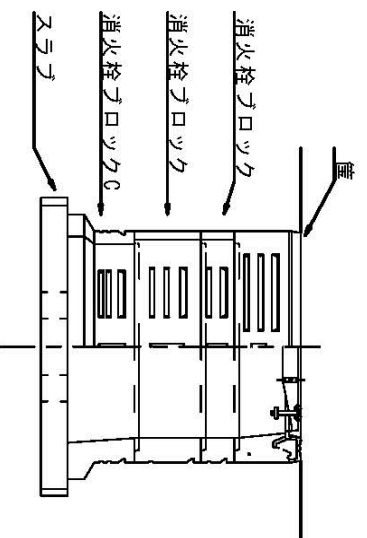
給水管口径φ25mm以下
(止水栓設置の場合)



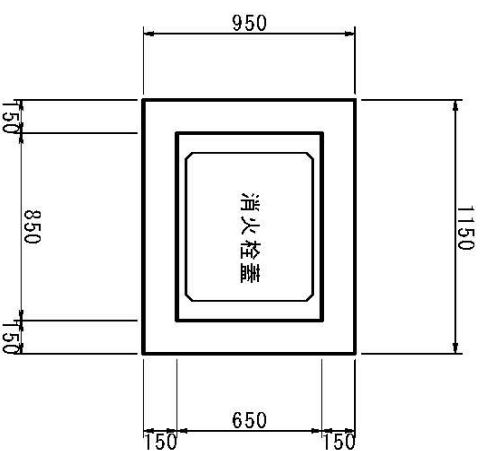
ソフトシーリング・砲金仕切弁・スリースパルゴ筐標準図



消火栓筐標準図



消火栓設置部において、以下の路面標示を施工。



橙 実線 W=0.15m

筐フロック設置基準

ソフトシール弁 (本設 φ75～150mm)

土被り	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
筐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B-10			1					1		
B-20				1					1	
B-30					1	1	1	2	2	2
C-30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スラゾ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

ソフトシール弁 (本設 φ200mm)

土被り	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
筐	1	1	1	1	1	1
B-10			1			1
B-20	1			1		
B-30		1	1	1	2	2
25C-10凹	1	1	1	1	1	1
32C-30	1	1	1	1	1	1
スラゾ-80	1	1	1	1	1	1

ソフトシール弁 (本設 φ250～300mm)

土被り	0.8	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
筐	1	1	1	1	1	1	1
B-5	1	1	1	1	1	1	1
B-10			1			1	
B-20				1			1
B-30					1	1	1
25C-10凹		1	1	1	1	1	1
32C-15凹		1	1	1	1	1	1
45C	1	1	1	1	1	1	1
スラゾ-100	1	1	1	1	1	1	1

砲金仕切弁・スリーヌバルブ (本設)

土被り	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
筐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B-10		1			1			1		
B-20			1			1			1	
B-30				1	1	1	2	2	2	3
C-30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スラゾ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

消火栓 (本設)

土被り	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
筐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B-10		1			1			1		
B-20				1					1	
B-30					1	1	2	2	2	3
C	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スラゾ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

注意事項

- 1: 同工事で舗装本復旧を行い、舗装天端高が変更となる場合は、上記の基準に嵩上げ等を行うこと。
- 2: 標準フロックでの設置が困難な場合、又は安全上必要と思われる場合は、工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得ること。
- 3: 1、2、管布設高を変更した場合、又は既設管理設深が異なっていた場合は、変更設計時の精算対象とする
- 4: 仮設仕切弁 (埋設) の場合は、原則として仕切弁筐のみ、仮設消火栓 (埋設) の場合は、消火栓筐及びスラゾのみ設置することとする。
- 5: 泥吐け工に使用する仕切弁筐 (鉄蓋) は、「排泥弁用」を使用すること。ただし、予定線等を仮泥吐工として使用する場合は通常のものとし、設置する向きは、本管の向きとする。

特記仕様書（下水道工事共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
補償関係	事業損失	<input type="checkbox"/> 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書交付については身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。
		<input type="checkbox"/> ウェルポイント工の施工前に現場周辺に使用中の井戸がないか調査を行い、井戸涸れ等、水位の変化に細心の注意を払うものとする。
工事施工関係	施工管理	<input checked="" type="checkbox"/> 開削埋戻しの現場の品質管理については、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書品質管理基準及び規格値の道路土工）によるものとする。試験は、延長10.0m毎に管理することとし、試験位置については埋戻し深の1/2程度の位置とし、試験頻度は1回（3試料）以上とする。また、試料採取位置については、測定位置付近で縦断方向に3試料を測定することとする。費用は受注者の負担とする。
		<input type="checkbox"/> 立坑埋戻しの現場の品質管理については、埋戻し深が5m未満の立坑の試験位置は、埋戻し深の1/2程度の位置及び埋戻し天端の2箇所とする。試験頻度は1回（3試料）以上とする。埋戻し深が5m以上の立坑の試験位置は、概ね均等な間隔となるよう設定する。試験頻度は3mにつき1回（3試料）以上とする。費用は受注者の負担とする。
	工事材料	<input type="checkbox"/> 砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0～20%以下とする。
		<input type="checkbox"/> 埋戻し材料については、現地発生土が埋戻し材料に適していると判断された場合は、流用土に変更するものとする。
	公共樹	<input type="checkbox"/> 受注者は、公共樹を設置する工事がある場合は、申請者、又は使用者の承諾を得て工事に着手するものとし、工事による迷惑を最小限にするよう努めるものとする。
		<input type="checkbox"/> 本工事において設置する各宅地等の公共樹について、原則として公共樹設置位置申請書等に基づき設置するものとする。なお、施工前に必ず申請者に設置位置等を再度確認したのち施工するものとする。
		<input type="checkbox"/> 設置位置等について変更希望があった場合は、監督員に報告し指示を受けるものとする。
		<input type="checkbox"/> やむを得ず管止めとなる場合は、施工前に監督員と協議し、申請者に説明したのちに施工するものとし、現地に管止めの位置がわかるようにピン等で表示をしておくとともに、別途指定の資料及び写真（管止め調書）を提出するものとする。
		<input type="checkbox"/> 公共樹設置位置申請書等については、取扱いに十分注意し、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。また、工事終了後速やかに津市に返却または引き渡すものとする。
	地下水位低下工	<input type="checkbox"/> ウェルポイントの設置期間については、本工事に伴う占用物件の移設工事を含めた期間であるため、着手前に関係機関と十分協議を行い、工事進捗の円滑化を図るものとする。
資料作成	提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 管渠敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果品をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等が発生された場合は、速やかに監督員まで報告し、指示を仰ぐものとする。
その他		<input type="checkbox"/>

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：御殿場海岸南公衆便所新築工事)	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工方法 ()
	<input type="checkbox"/> 工期	<input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、(年 日) までに変更します。
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	<input type="checkbox"/> 占有物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 占有物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 ()
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 () <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 () <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ()
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 擁壁 () <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 <input type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L＝ km、 <input type="checkbox"/> その他（ ））
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件 () 工法区分 () 材料種類 () 施工範囲 ()
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 削孔数量 () 注入量 () その他 ()
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	<input type="checkbox"/> 工法関係 () 材料関係 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 (<input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂)
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験)	<input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 (<input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂 (1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名: <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他 ())	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板)	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所 () 期間 () その他 ()
	<input type="checkbox"/> 現場発生産品あり	<input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 保管場所 () その他 ()
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 引渡場所 ()
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	時期 (令和 年 月 日) その他 ()
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 運搬方法 (<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 引渡場所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()) 数量 () 運搬距離 (L= km)
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書 (令和2年8月版) を適用 (部分改正を行った内容も含む (最新改正: 令和 年 月 日))
		<input checked="" type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル (案) 編」を適用
		<input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン (平成31年3月) (一部改正: 令和2年4月) を参考とする。 (津市HP「仕事・産業-入札・契約-工事・建設コンサルタント関係-調達契約課からのお知らせ (工事・コンサル)」を参照)
		<input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を [例示- (公財) 三重県建設技術センター] に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類 (施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等) の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者:
		<input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-6第6 項、第10項に規定 する表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった 場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、 貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ()部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和2月8月改訂）を適用
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日ま での間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超 えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登 録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 発注者より工事実態調査の指示があった場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	<input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認 すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他（配水管(給水管)の施工については、津市水道事業給水条例に基づき、指定給水装置工事業者が施工するものとする）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項

津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書（三重県建設副産物処理基準）に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。ついては、再生砕石（RC-40）の使用にあたり下記に十分留意すること。

- 再生砕石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐れがあることから、使用材料確認表（材料確認願）で確認を得た材料以外の再生砕石等の混入がないよう対策し、施工前に異常（異物の混入、軽量である等）を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

- 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。

三重県公共工事共通仕様書 添付資料

4. 三重県建設副産物処理基準

第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用

2. 再生砕石（RC-40）の品質規格 参照

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用しよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があつた場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
 - 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「3つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いため、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
 - 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
 - 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。
 - 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
 - 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講ずること。
- なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とします。